

## 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和2年8月7日

収支等命令者

佐賀県立九州陶磁文化館

統括副館長 峰 雅樹

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 特別企画展「柴澤コレクション」展示等作業業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和2年12月24日（木曜日）まで
- (4) 業務場所 佐賀県立九州陶磁文化館（西松浦郡有田町戸杓乙3100-1）

### 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 佐賀県、福岡県内に本店または支店を有すること。
- (2) 過去2か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、県又は市町の美術・工芸、歴史、民俗、郷土等の博物館・美術館施設の展覧会、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、県又は市町の機関が単独又は主催者の構成員として実施する博覧会、展覧会等において、本業務と同種の展示等業務（陶磁器資料を含む）の契約を締結し、かつ、適正に履行した実績があること。
- (3) 美術品の取扱経験5年以上の熟練した作業員が、正規職員として4名以上おり、その作業員の中に美術品取扱経験が10年以上の者が2名以上いること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手

続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続きに基づき入札資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

(6) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

(7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(8) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、及び次のイからキまでに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

### 3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、入札参加届(別紙様式1)に別に定める営業概要書(別紙様式2)、同種業務の履行実績調書(別紙様式3)、誓約書(別紙様式4)及び関係資料を添付のうえ、令和2年8月21日(金曜日)午後5時までに下記の担当部署に持参又は郵送(必着)すること。

提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

なお、「入札参加届」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、任意の辞退届をFAXにより送信し、担当者に送信した旨を連絡してください。

## 【提出物】

( 1 ) 入札参加届 ( 様式第 1 号 )

( 2 ) 関係資料

・ 営業概要書 ( 様式第 2 号 )

・ 業務の履行実績調書 ( 様式第 3 号 )

事実を証明する書類として、契約書の写し、または発注者の証明書等を添付すること。

・ 誓約書 ( 様式第 4 号 )

## 【担当部署】

佐賀県立九州陶磁文化館 企画総務課

郵便番号 844-8585

佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1

電 話 0955-43-3681

F A X 0955-43-3324

E-mail kyuto@pref.saga.lg.jp

## 4 入札書の提出日時及び提出場所

( 1 ) 日 時 令和 2 年 8 月 2 5 日 ( 火曜日 ) 午後 2 時

( 2 ) 場 所 佐賀県立九州陶磁文化館研修室

( 3 ) 入札方法 入札者による入札書の直接提出

( 4 ) 最低制限価格 無

( 5 ) 入札参加届及び関係資料の交付方法

佐賀県ホームページの添付ファイルから入手してください。

( 6 ) 入札説明会

実施しません。

( 7 ) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。

この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせておこないます。

## 5 その他

( 1 ) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項の規定により、次に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行金額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積る契約金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 2に掲げる要件のすべてを満たす者で過去2か年の間に、国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)、県又は市町の機関(県又は市町の機関が主催者の構成員の機関を含む)と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に実行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定により、上記 イの(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 次の場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 2に掲げる要件のすべてを満たす者で過去2か年の間に、国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)、県又は市町の機関(県又は市町の機関が主催者の構成員の機関を含む)と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に実行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

## (2) 入札方法に関する事項

入札は「入札書」(別紙様式5)により、本人又はその代理人が持参することにより行うものとします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」(別紙様式6)を提出するものとします。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載してください。

## (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 期限内に入札を行わない者

キ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。

ウ 落札となるべき同価の入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない佐賀県職員にくじを引かせるものとします。

(6) 再度入札に関する事項

第一回目の開札の結果、落札者がいないときには直ちに再度入札（第二回目を限度）を行います。

(7) 委託料の支払い

委託料は、委託業務の完了検査に合格した後に、適法な請求に基づき、委託料を支払う。

(8) 問合せ先

〒844-8585 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙3 1 0 0 - 1

佐賀県立九州陶磁文化館

企画総務課（入札手続）・学芸課（業務内容）

電話 0955-43-3681

E-mail kyuto@pref.saga.lg.jp